



奨学金事業へのご寄付のお願い

日本国際教育支援協会は、外国人留学生及び日本人学生等に対し、必要な援助を行うとともに、外国人の日本語能力及び日本語教育の水準向上に必要な事業を行うことで、我が国の教育・学術の発展及び国際間の理解と親善に寄与することを目的とした公益財団法人です。

私どもは、特に、将来を担う私費外国人留学生及び日本人学生に対する支援のための奨学金給付を拡充することを目的に、広く寄付金のお願いをしております。

ぜひ、これから社会に羽ばたいていく学生に対する支援の輪にご参加いただきますようお願い申し上げます。

奨学金事業のご紹介

本協会で開催している奨学金は全て、返済の必要のない、給付型奨学金です。

奨学金事業は、主に日本の高等教育機関に正規生として在籍する、私費外国人留学生及び日本人学生に対し、必要な経済的援助を行うことで、我が国の教育、学術の発展及び国際間の理解と親善に寄与することを目的とした事業で、奨学生は大学等を通じて学生を公募し、年間約1,000名を支援しています。

現在実施している奨学金の種別は以下の通りです。

名称		応募条件等
JEES 留学生奨学金	修学	学業成績優秀者
	少数受入国	日本への留学生が少ない国の出身者
JEES 日本語修学支援奨学金	日能	日本語能力試験N1・N2の合格者のうち、成績優秀者
JEES 日本語教育普及奨学金	検定	日本語教育能力検定試験合格者 日本語指導者を目指す者
JEES 冠奨学金	ご寄付に対するご 意思を顕彰し名 前を冠します	日本国内の大学(学士課程、修士課程、専門職学位課程、博士課程)、高等専門学校(4,5年次、専攻科)に在籍する、私費外国人留学生及び日本人学生 海外の高等教育機関へ留学する日本人学生

本協会への ご寄付について

法人及び個人から寄せられた寄付金は、本協会が実施する奨学金事業として活用いたします。
なお、法人の場合は財団の解散等に伴うご寄付、個人の場合は遺贈によるご寄付も受け付けております。
これまでも多数の受け入れ実績がございます。

本協会への ご寄付への顕彰

本協会の奨学金事業に、法人は1,000万円、個人は500万円以上ご寄付いただいた場合、公益のために寄付された方に授与される「紺綬褒章」の申請対象となります。
また、寄付者の名前の公表、又は寄付者の名前を奨学金に冠することにより顕彰させていただきます。

税制優遇措置について

本協会は、税法上の「特定公益増進法人」に該当し、本協会が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄付金については、税制上の優遇措置が認められています。

法人の場合、一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金に算入することができます。

個人の場合、確定申告により所得税の寄付金控除、個人都民税からの税額控除の適用を受けることができます。

ご寄付をご検討の際は、下記までご連絡ください。

公益財団法人 日本国際教育支援協会
学生支援部 国際教育課
〒105-0003
東京都港区西新橋1-13-1
DLXビルディング12階
Tel 03-5454-5274
Mail ix@jees.or.jp
HP <http://www.jees.or.jp>